

退職予定のみなさまへ

退職のしおり

令和8年版

愛知県市町村職員共済組合

目次

◎ 退職の際に必要な提出書類	1
◎ 短期給付事業	3
退職後の医療制度について	3
任意継続組合員	4
◎ 長期給付事業	7
1 年金制度について	7
2 老齢厚生年金について	10
3 再就職したとき	16
4 退職等年金給付について	17
◎ 保健事業	19
グループ共済制度の退職後制度のご案内	20
◎ 愛知県市町村職員年金者連盟のご案内	23

退職を予定されている方は、退職後における年金・医療制度及び保健事業等について、大変関心のあることと思います。そこで、退職後の手続き・各種事業の内容について記載しましたのでご参考にしてください。

※ 退職後に引き続き短期組合員となる皆様へ

退職後の再雇用等により、組合員資格の喪失後に引き続き短期組合員として組合員資格を取得される方は、以下の通り一部の事業について退職等以前と同様に取り扱われます。

退職等の前と同様に取り扱われるもの

短期給付事業及び保健事業については、退職等以前と同様に制度の対象者となります。

退職者として取り扱われるもの

長期給付事業（P7～P18）、年金者連盟（P23～P28）については、退職者と同様の取扱いとなりますので該当ページをご確認ください。

退職の際に必要な提出書類

1 ●一般組合員

- ・ 共済組合員申告書（資格取得・喪失）
- ・ 〈次に掲げる証等が手元にある方のみ〉

資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証

※組合員の資格喪失後は、在職中の資格確認書は使用できませんので、被扶養者の方の資格確認書も含め退職後すみやかに所属所共済事務担当課を經由して返却をお願いします。

●一般組合員から引き続き短期組合員になる方

- ・ 共済組合員申告書（短期・長期適用組合員 → 短期のみ適用組合員）
- ・ 〈次に掲げる証等が手元にある方のみ〉

資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証

※マイナ保険証を保有していない方には新しい資格確認書を発行しますので、お持ちの資格確認書は返却をお願いします。

2 組合員貯金加入者

資格喪失後（任意継続組合員になる方を含みます。）は、共済貯金はできません。

次の書類を退職月の末日（共済必着日）までに、所属所共済事務担当課を經由して提出してください。

- ・ 貯金払出（解約）請求書
- ・ 非課税貯蓄廃止申告書（非課税貯蓄制度（マル優）を利用していた場合は、提出が必要です。）

※引き続き短期組合員となる方は、解約の手続きをする必要はありません。

3 組合員貸付金の借受者

資格喪失後は貸付事業の適用はありません。

貸付金未償還額の全額を即時返済していただくことになります。

(返済が退職月の翌月になると1か月分の利息が加算されます。)

退職月の中旬までに「特別償還報告書」を提出してください。

なお、短期組合員となる方も、手続きが必要です。

4 年金の提出書類

○ 既に年金の受給権がある方

既に年金の受給権がある方は、次の書類を提出してください。

- ・退職届書 (65歳以上の方は「退職年金決定請求書」) ※

※65歳以上の組合員が退職される場合、退職届書は不要ですが、退職等年金給付に係る「退職年金決定請求書」を提出してください。

○ 受給権が発生していない方

受給権が発生していない方は、退職届書を提出してください。

退職後1日も空けることなく引き続き公務員として再就職される場合には、退職届書の提出は必要ありませんが、その旨を所属所共済事務担当課にお申し出ください。

なお、60歳に到達するまでは厚生年金保険などの被用者年金制度に加入するか国民年金に加入しなければなりません。

○ 配偶者の年金加入

退職時に60歳未満の被扶養配偶者がいる場合、退職後は配偶者ご本人で国民年金への加入が必要となりますので、国民年金第1号被保険者への切替えの手続きをしてください。

(任意継続組合員に加入する場合も必要です。)

また、退職後に民間会社等に再就職する場合は、お勤め先にて配偶者の国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

■ 基礎年金番号について

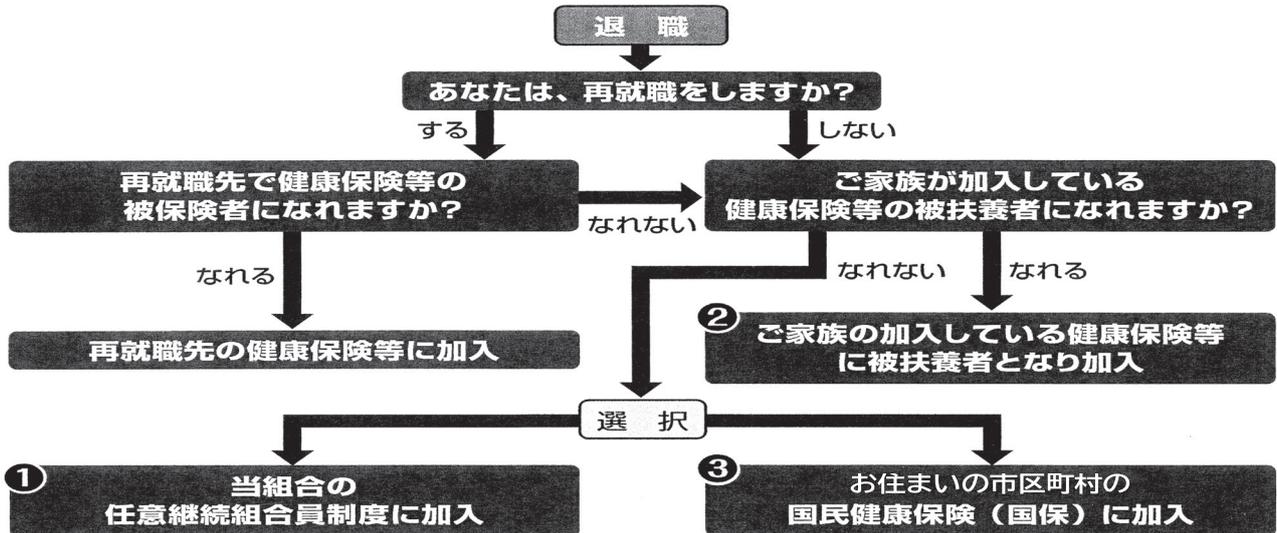
基礎年金番号とは、公的年金制度に関する情報を管理・記録するため、共通の番号として使用されるもので、制度を移った場合(例えば厚生年金から国民年金へ移った場合など)でも変わらないものとされています。(1人1番号)

このため、他の年金制度での加入記録について情報交換を行うことにより、年金に関する手続き、照会等が容易にできるようになっていますので、日本年金機構発行の基礎年金番号通知書を紛失されないよう大事に保管してください。

短期給付事業

退職後の医療制度について（一般組合員から引き続き短期組合員になる方を除きます。）

退職される方は、退職の日の翌日に組合員資格を喪失するため、次のいずれかの医療保険制度に加入しなおす必要があります。ただし、後期高齢者医療制度に該当する場合は除きます。



保険制度	加入要件	申請方法	負担割合	継続可能期間
① 任意継続 組合員	1 引き続き組合員期間が1年と1日以上あること。 2 退職した日から20日以内に掛金を納付すること。	「共済組合員申告書（任意継続組合員の資格取得）」を記入し、 <u>退職した所属所を経由して</u> 20日以内に申請	3割 (70歳未満)	任意継続組合員の資格取得日（退職日の翌日）から2年間
② 家族の 被扶養者	1 社会保険などの被保険者である家族がいること。 2 その被保険者の加入している保険制度で扶養認定要件を満たしていること。 (収入要件で、障害厚生年金を受給できる程度の障害を有する方または60歳以上の方(組合員の配偶者を除く。)は年収180万円未満、19歳以上23歳未満の方(組合員の配偶者を除く。)は年収150万円未満、それ以外の方は年収130万円未満)	家族の加入している保険制度に扶養認定を申請	2割 (70歳以上75歳未満、一定以上の所得者は3割)	家族の保険制度の扶養認定を受けた日から認定取消の日まで
③ 国民 健康保険	①②以外の場合	退職した日から14日以内に居住地の市区町村に申請		国民健康保険の資格取得日から全期間

退職後に家族の被扶養者になることができない方は、任意継続組合員（加入要件を満たす者に限る。）または国民健康保険への加入を選択することになります。

国民健康保険の保険料がいくらになるかお住まいの市区町村役場で試算してもらってください。次に、任意継続組合員の掛金を計算（詳細は次ページ以降）して比較し、任意継続組合員か国民健康保険のいずれに加入するかを選択してください。

任意継続組合員

1 掛金納付

任意継続組合員となるには、申出をし、退職した日から20日以内に短期任意継続掛金と介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満のみ徴収）を併せて納付する必要があります。

また令和8年度から子ども・子育て支援任意継続掛金の納付も追加される予定です。

2 掛金の支払方法

任意継続組合員の掛金の支払方法は、毎月払い（月納）・6か月払い（4月から9月まで、または10月から翌年3月まで）・12か月払い（4月から翌年3月まで）の3種類があり、6か月払いと12か月払いには、その期間の利息分を割引する前納割引の適用（資格取得月の翌月分から）があります。

※6か月・12か月払いは、毎月払いと比べて、前納割引を受けられることに加え、銀行手数料の支払いも少ない回数で済みますので、任意継続掛金の前納をお勧めします。

3 掛金の計算方法

(1) 毎月払い（月納）

標準報酬の月額^{※1}×財源率^{※2}=任意継続掛金（月額）

(2) 前納する場合

6か月（1か月+5か月前納）・12か月（1か月+11か月前納）の掛金計算方法

任意継続掛金（月額）+任意継続掛金（月額）×前納期間に応じた率（5ページのの前納率）
=任意継続掛金（6か月払い・12か月払い）

※1 標準報酬の月額は①・②のいずれか少ない額で計算します。

① 退職時の標準報酬の月額

② 340,000円（令和8年度における平均標準報酬の月額）

※2 短期任意継続掛金財源率 100.8/1000（令和7年度）

介護任意継続掛金財源率 17/1000（令和7年度）

子ども・子育て支援任意継続掛金財源率 2.3/1000（令和8年度から徴収開始）

財源率については変更される場合があります。

4 掛金を徴収する期間

任意継続組合員の資格を取得した月から喪失した日の前月分までとなります。

なお、希望喪失の場合は喪失を申し出た月分までです。（6ページ8の(5)参照）

※介護任意継続掛金は、40歳の誕生日の前日の属する月から65歳の誕生日の前日の属する月の前月分まで

5 掛金の還付

任意継続掛金を前納したあとで、前納にかかる期間の途中で任意継続組合員の資格を喪失したときは、未経過部分の任意継続掛金を還付します。

6 留意事項

(1) 任意継続組合員及びその被扶養配偶者で60歳未満の方は国民年金に加入する必要があります。

(2) 再就職をする方は、再就職先で社会保険に加入できるか必ず確認してください。

7 任意継続組合員の掛金計算例

標準報酬の月額が 340,000 円である方が 12 か月払い（1 か月+11 か月前納）を選択した場合の初年度分の掛金です。

ただし、この計算例は、令和 7 年度の財源率で計算しており、令和 8 年度の財源率については変更される場合があります。

短期任意継続掛金

$$\begin{array}{rcl}
 340,000 \text{ 円} & \times & \frac{100.8}{1000} & = & 34,272 \text{ 円} & \text{(円未満切捨て)} \\
 \text{(標準報酬の月額)} & & \text{(財源率)} & & \text{(4 月分掛金)} & = \text{1 か月分掛金} \\
 \\
 34,272 \text{ 円} & \times & 10.7869636 & = & 369,691 \text{ 円} & \text{(円未満四捨五入)} \\
 \text{(1 か月分掛金)} & & \text{(前納率)} & & \text{(11 か月分掛金)}
 \end{array}$$



$$\begin{array}{rcl}
 34,272 \text{ 円} & + & 369,691 \text{ 円} & = & 403,963 \text{ 円} \\
 \text{(4 月分)} & & \text{(11 か月分)} & & \text{(初年度分掛金)}
 \end{array}$$

前納率

前納期間(月)	率
1	0.9967369
2	1.9902215
3	2.9804642
4	3.9674757
5	4.9512666
6	5.9318472
7	6.9092282
8	7.8834200
9	8.8544329
10	9.8222773
11	10.7869636
12	11.7485020

介護任意継続掛金 (40 歳以上 65 歳未満の加入者のみ)

$$\begin{array}{rcl}
 340,000 \text{ 円} & \times & \frac{17}{1000} & = & 5,780 \text{ 円} & \text{(円未満切捨て)} \\
 \text{(標準報酬の月額)} & & \text{(財源率)} & & \text{(4 月分掛金)} & = \text{1 か月分掛金} \\
 \\
 5,780 \text{ 円} & \times & 10.7869636 & = & 62,349 \text{ 円} & \text{(円未満四捨五入)} \\
 \text{(1 か月分掛金)} & & \text{(前納率)} & & \text{(11 か月分掛金)}
 \end{array}$$



$$\begin{array}{rcl}
 5,780 \text{ 円} & + & 62,349 \text{ 円} & = & 68,129 \text{ 円} \\
 \text{(4 月分)} & & \text{(11 か月分)} & & \text{(初年度分掛金)}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 403,963 \text{ 円} & + & 68,129 \text{ 円} & = & 472,092 \text{ 円} \\
 \left(\begin{array}{l} \text{短期任意継続} \\ \text{(初年度分) 掛金} \end{array} \right) & \left(\begin{array}{l} \text{介護任意継続} \\ \text{(初年度分) 掛金} \end{array} \right) & & & \text{(納付金額)}
 \end{array}$$

※上記金額に子ども・子育て支援任意継続掛金（仮称）が加わります。

8 任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日（(4)又は(6)、(7)に該当するに至ったときはその日）から、その資格を喪失することになります。

- (1) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任意継続掛金を納付期日までに払い込まなかったとき。
- (4) 新たに共済組合の組合員や健康保険の被保険者になったとき。
- (5) 国民健康保険の被保険者や家族の被扶養者となるため等の理由で任意継続組合員の資格喪失希望を共済組合に申し出たとき、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき（この場合、申出のあった月分までは、任意継続掛金が徴収されます。）。
- (6) 65歳以上75歳未満で障害の認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
- (7) 75歳に到達した後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。

9 喪失の手続き

上記8(1)・(7)以外の場合は、喪失手続きとして「任意継続組合員申出書（資格喪失・掛金還付）」の提出が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。また、「資格確認書」をお持ちの方は併せて返却してください。

任意継続組合員への給付等			
病気・けがをしたとき	出産したとき	死亡したとき	検診等を受けるとき
療養費 一部負担金払戻金 家族療養費 家族療養費附加金 高額療養費 高額介護合算療養費	出産費 家族出産費	埋葬料 埋葬料附加金 家族埋葬料 家族埋葬料附加金 弔慰金 家族弔慰金 災害見舞金	人間ドック助成 特定健康診査

長期給付事業

組合員が、長年勤続して退職したとき、在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは死亡したときに、老後の生活や残された家族の生活の支えとして、年金や一時金を支給するものを長期給付といいます。

1 年金制度について

(1) 「公的年金制度」について

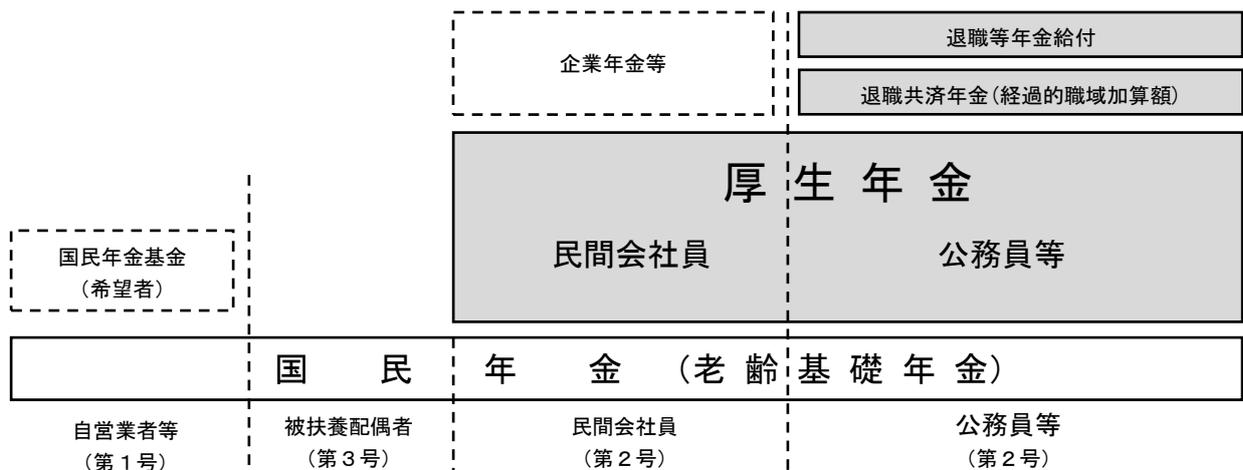
国民年金の基礎年金制度は、昭和 61 年 4 月から全国民を対象としてスタートし、共済組合の組合員やその被扶養者である配偶者（被扶養配偶者＝第 3 号被保険者といいます。）にも適用されましたが、その上乘せの年金となる被用者年金制度は、年金制度の安定性を高めるとともに、公務員、民間会社員等を通じ公平性を確保するため、平成 27 年 10 月から国家公務員、地方公務員、私立学校共済組合が厚生年金制度へ統一（被用者年金制度の一元化）されました。

この法律改正により、これまで共済年金に加入していた地方公務員も民間会社員と同様に厚生年金の被保険者となると共に、平成 27 年 9 月までの公務員であった期間も厚生年金の被保険者期間とみなされ、これらの期間に基づき厚生年金が裁定されることとなりました。

また、これに伴い共済年金の職域年金相当部分は廃止となり、新たに民間の企業年金に相当する給付として、「退職等年金給付」が設けられました。

なお、共済組合は厚生年金制度の実施機関のひとつとして、一元化後も引き続き地方公務員であった方の記録管理や年金給付の裁定・支給を行うこととされています。

(2) 「公的年金制度」のしくみ



(3) 給付の種類

厚生年金の給付

老齢給付

老齢厚生年金	厚生年金の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合の組合員であった期間を含みます。）が 1 年以上で、かつ公的年金制度加入期間が 10 年以上ある方が、支給開始年齢（支給開始年齢は 10 ページ参照）になったとき
--------	---

障害給付

障害厚生年金	一定の保険料納付要件を満たした方が被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、障害等級が 3 級以上に該当する程度の障害の状態になったとき
--------	--

障害手当金	被保険者期間中（平成 27 年 9 月以前の共済組合の組合員であった期間を含みます。）に初診日のある病気やケガにより、軽度の障害が残ったとき
-------	--

◆ 障害給付の請求について

障害給付を請求する際には、初診日が被保険者期間中にあることの証明が必要です。

初診日から時間が経過している場合、カルテの保存期限が過ぎて初診日を証明することができないため、請求手続きが難しくなることがあります。

障害給付の請求を検討されている方は、お早めに共済組合年金課までご相談ください。

遺族給付

遺族厚生年金	①被保険者期間中に死亡したとき※ ②被保険者の資格を喪失した後に、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から 5 年以内に死亡したとき※ ③障害等級が 1 級または 2 級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき ④資格期間が 25 年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を有する方または被保険者期間等が 25 年以上ある方が死亡したとき ※①及び②は、一定の保険料納付要件を満たす必要があります。
--------	--

◆ 遺族の範囲

遺族厚生年金の受給権者となる生計を維持していた遺族とは、次の方々です。

- ① 配偶者と子（夫の場合は 55 歳以上、子の場合は 18 歳に達する年度末までの間にある未婚の子、または障害等級が 1 級もしくは 2 級の障害状態にある 20 歳未満の未婚の子に限ります。）
- ② 父母（55 歳以上に限ります。）
- ③ 孫（18 歳に達する年度末までの間にある未婚の孫、または障害等級が 1 級もしくは 2 級の障害状態にある 20 歳未満の未婚の孫に限ります。なお、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。）
- ④ 祖父母（55 歳以上に限ります。）

（注）遺族が 2 人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、次順位に該当する場合は受給権を得られません。

国民年金の給付(基礎年金)

老齢基礎年金	保険料納付済期間等が10年以上ある方が65歳になったとき
障害基礎年金	一定の保険料納付要件を満たした方が、障害等級が1級または2級に該当する障害の状態になったとき
遺族基礎年金	被保険者または資格期間が25年以上の老齢基礎年金受給権を有する方が死亡したときで、その方に扶養されていた18歳に達する年度末までの間の子がいるとき

共済組合の経過的給付(共済年金)

退職共済年金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに引き続き1年以上の共済組合の組合員期間を有している方に、「老齢厚生年金」の受給権が発生したとき
遺族共済年金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに1月以上の共済組合の組合員期間を有している方が死亡し、「遺族厚生年金」の受給権が発生したとき

◆ 老齢厚生年金の請求について

組合員期間等(組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が10年以上で、組合員期間と民間会社の被保険者期間を合算して1年以上ある方は、年金支給開始年齢から老齢厚生年金の請求ができます。

請求時期が近づいてきましたら、請求に関する書類は最終加入記録がある実施機関※からご自宅へお送りします。

※実施機関……共済組合、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団

【決定・支給等の実施機関について】

- 老齢厚生年金(報酬比例部分)
 - ・民間会社員の期間に係る部分 …… 日本年金機構
 - ・公務員の期間に係る部分 …… 共済組合
 - ・私立学校教職員の期間に係る部分 …… 日本私立学校振興・共済事業団
- 退職共済年金(経過的職域加算額) …… 共済組合
(平成27年9月までの組合員期間)
- 退職年金(退職等年金給付) …… 共済組合
(平成27年10月以降の組合員期間を有する65歳以上の方)

2 老齢厚生年金について

(1) 老齢厚生年金の支給開始年齢

○昭和36年4月2日以降に生まれた一般組合員

生年月日	支給開始年齢	本来支給
S36年4月2日以降	65	

○昭和38年4月2日以降に生まれた特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以降
S38年4月2日 ～ S40年4月1日	63						退職共済年金 (経過的職域加算額) 本来支給の老齢厚生年金 報酬比例部分 老齢基礎年金 加給年金額
S40年4月2日 ～ S42年4月1日	64						退職共済年金 (経過的職域加算額) 本来支給の老齢厚生年金 報酬比例部分 老齢基礎年金 加給年金額
S42年4月2日以降	65						退職共済年金 (経過的職域加算額) 本来支給の老齢厚生年金 報酬比例部分 老齢基礎年金 加給年金額

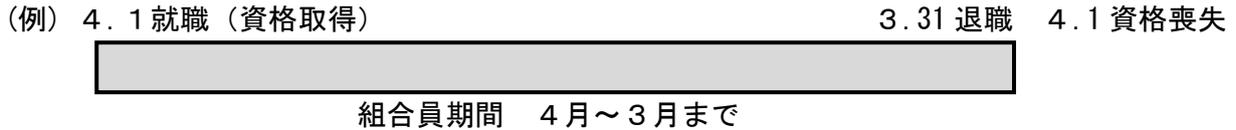
(注) ここでいう特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員をいいます。

(2) 老齢厚生年金等の計算基礎

◆ 組合員（被保険者）期間

職員となった方は、その日から組合員（被保険者）の資格を取得し、退職または死亡した日の翌日に組合員の資格を喪失します。

組合員期間は、組合員となった日（資格取得日）の属する月から、退職または死亡した日の翌日（資格喪失日）の属する月の前月までの期間の年月数です。

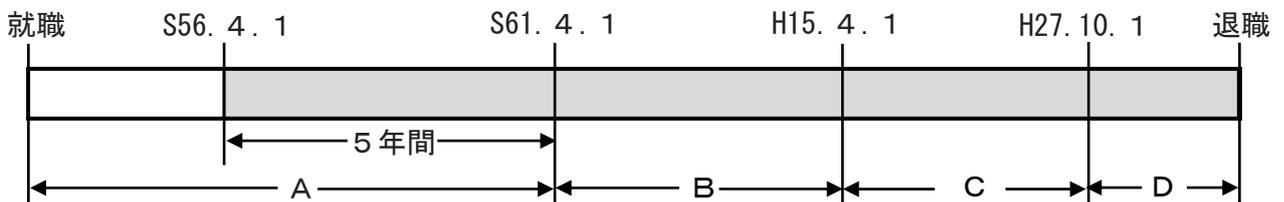


◆ 平均標準報酬（月）額※の算定

次の算式により、計算します。

$$\begin{aligned} \text{平均給料月額} &= \frac{\text{昭和56年4月1日～昭和61年3月31日の平均給料月額} \times \text{Aの期間月数} + \text{Bの各月の掛金の標準となった給料の総額}}{\text{Aの月数} + \text{Bの月数}} \\ \text{平均給与月額} &= \frac{\text{Cの各月の掛金の標準となった給料の総額} + \text{Cの掛金の標準となった期末手当等の総額}}{\text{Cの月数}} \\ \text{平均標準報酬額} &= \frac{\text{Dの標準報酬月額の総額} + \text{Dの標準賞与額の総額}}{\text{Dの月数}} \end{aligned}$$

(H15. 3. 31 以前) (H15. 4. 1～H27. 9. 30) (H27. 10. 1 以後)

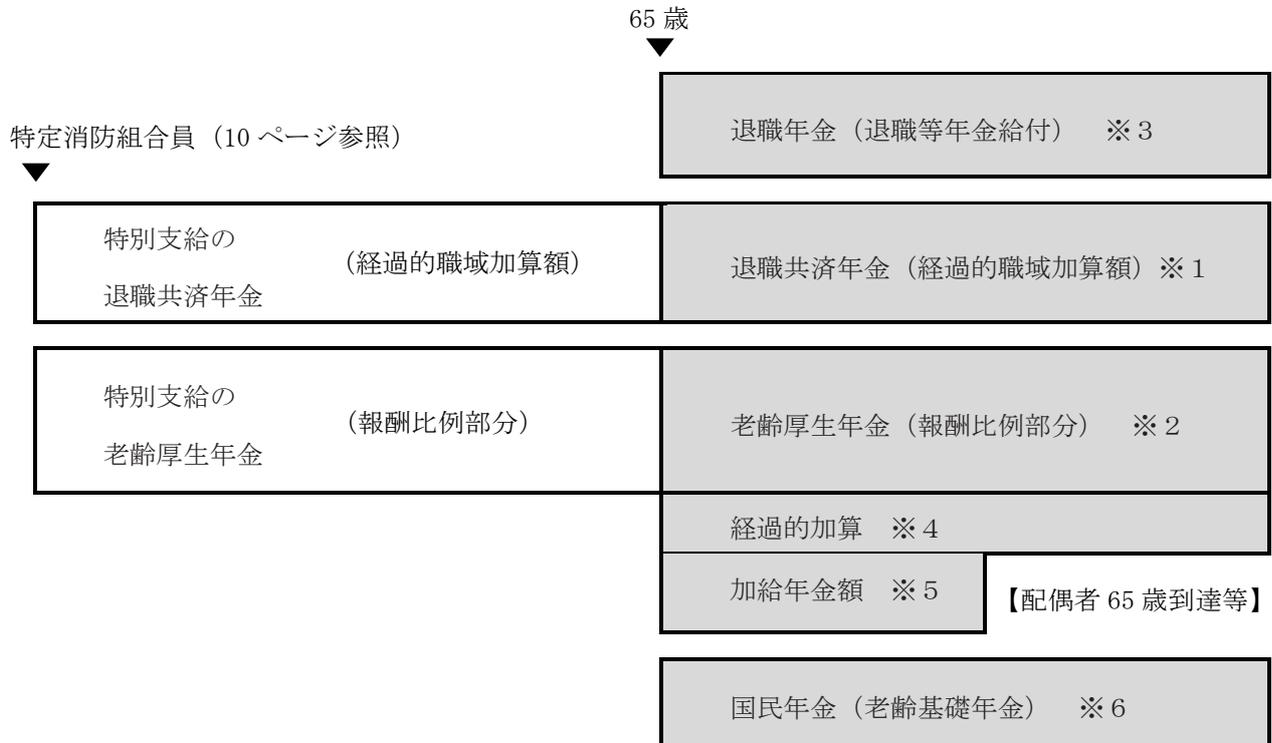


※平成27年10月の一元化に伴い、年金額の算定基礎となる「(平均)給与(給料)月額・期末手当等」が「(平均)標準報酬額・標準賞与額」に変更されました。

厚生年金は、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、賃金や物価の変動だけで年金額を改定するのではなく、公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の伸びを年金額に反映させる仕組み（マクロ経済スライド）により改定されます。

(3) 老齢厚生年金等のしくみ

65歳になると「老齢厚生年金」、「退職共済年金（経過的職域加算額）」、「退職年金（退職等年金給付）」及び「国民年金（老齢基礎年金）」が併せて支給されます。



※1 退職共済年金（経過的職域加算額） 13ページ参照

※2 老齢厚生年金（報酬比例部分） 13ページ参照

特定消防組合員に該当の方は、65歳前に発生した「特別支給の老齢厚生年金」及び「特別支給の退職共済年金（経過的職域加算額）」は、その受給権者が65歳に達したときに消滅します。このため、65歳に達したときは、「老齢厚生年金」、「退職共済年金（経過的職域加算額）」、「退職年金（退職等年金給付）」及び「国民年金（老齢基礎年金）」の請求が必要になります。

※3 退職年金（退職等年金給付） 17ページ参照

※4 経過的加算 国民年金（老齢基礎年金）の額に反映されない組合員期間（20歳から60歳の期間外の期間）で算定した額

定額単価 ※a × 組合員期間月数 ※b
 －（831,700円）※c × 組合員期間月数 ※d ÷ 480月）
 ※a 1,734円（令和7年度の額） ※b 480月を超える場合は、480月
 ※c 国民年金（老齢基礎年金）の満額支給額（令和7年度の額）
 ※d 20歳から60歳までの間の組合員期間

※5 加給年金額 13ページ参照

※6 国民年金（老齢基礎年金） . . . 令和7年度の年金額は、831,700円です。

20歳の誕生月から60歳の誕生月の前月まで40年間すべて保険料を納付した場合の満額の年金額で、その間、公的年金制度に未加入期間がある場合は減額されます。

（日本年金機構が決定・支給）

(4) 老齢厚生年金等の額

○年金額

◆ 老齢厚生年金（報酬比例部分）

平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間
平均標準報酬月額×給付乗率(7.125/1000)×平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間の月数
平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間
平均標準報酬額×給付乗率(5.481/1000)×平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間の月数

◆ 退職共済年金（経過的職域加算額）

平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間
平均給料月額×給付乗率※1×平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間の月数
※1 組合員期間が 20 年以上の場合は 1.425/1000、20 年未満の場合は 0.713/1000
平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間
平均給与月額×給付乗率※2×平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間※3の月数
※2 組合員期間が 20 年以上の場合は 1.096/1000、20 年未満の場合は 0.548/1000
※3 平成 27 年 9 月までの組合員期間

○障害者特例・長期在職者特例（特定消防組合員）

厚生年金の被保険者でない方※が、傷病により障害等級が 3 級以上に該当する程度の障害の状態にあるときは、受給権者の請求により、原則として、請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給と併せて、定額部分と加給年金額（下記）も支給されます。これを障害者特例といいます。

また、組合員期間（公務員期間のみ）が 44 年以上あるときも、同様の扱い（請求は不要）となります。これを長期在職者特例といいます。

※厚生年金の被保険者である間は、障害者特例・長期在職者特例の適用を受けることができません。

「定額部分」の額

$$\text{定額部分} = \text{定額単価} \times \text{組合員期間月数}$$

定額単価…1,734 円（令和 7 年度の額）

組合員期間月数…480 月を超える場合は、480 月

○加給年金額

各被用者年金期間を合算して 20 年以上ある方で、65 歳到達時に、その方によって生計を維持している※次のような方がいるときは、加給年金額が加算されます。

- ・ 65 歳未満の配偶者
- ・ 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある未婚の子
- ・ 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の障害の程度にある未婚の子

※ 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額 850 万円(所得 655.5 万円)未満と認められる方等です。

加給年金額 (令和 7 年度)	配偶者	子
	415,900 円	2 人目まで 1 人につき 239,300 円 3 人目から 1 人につき 79,800 円

(5) 年金の繰上げ請求について

ア. 老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)の繰上げについて

老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)は、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。また、特定消防組合員の方は、特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)を、60歳から支給開始年齢(10ページ参照)になるまでの間に繰り上げて受給することができます。

なお、その場合は老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。(15ページ参照)

○注意点

- ① 一度決められた減額率は、生涯変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- ② 在職中は、標準報酬等との調整により年金の一部または全額が停止となります。
- ③ 繰上げ請求をしても加給年金額の加算は、65歳到達時となります。
- ④ 複数の老齢厚生年金の受給権を有することとなる場合は、全て同時に繰上げされます。
- ⑤ 繰上げ請求時点において、厚生年金の被保険者でなく、障害者特例・長期在職者特例に該当する場合(13ページ参照)は、国民年金の「一部繰上げ」を同時請求することとなります(「全部繰上げ」を請求することはできません)。

この場合、全部繰上げと減額方法が異なります。また、加給年金額は特別支給開始年齢(10ページ参照)到達時に加算されます。詳しくは共済組合または年金事務所にご相談ください。

○繰上げ支給請求後の年金額の計算式

【繰上げによる減額率は、1月当たり0.4%です】

・繰上げ支給の老齢厚生年金の計算式

報酬比例部分

=報酬比例部分×(1-0.4%×繰上げ請求月から特別支給開始年齢到達月の前月までの月数)

経過的加算

=経過的加算×(1-0.4%×繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

・繰上げ支給の退職共済年金(経過的職域加算額)の計算式

経過的職域加算額

=経過的職域加算額×(1-0.4%×繰上げ請求月から特別支給開始年齢到達月の前月までの月数)

繰上げによる年金は、請求書が受理された日の属する月の翌月分から支払いが開始されますが、在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)は標準報酬月額等との調整により、一部または全部が停止となりますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

イ. 国民年金（老齢基礎年金）の全部繰上げ請求について

国民年金の老齢基礎年金についても、60歳以降、本来発生する65歳に達する前に、繰上げて受給することができます。

なお、その場合は老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ請求（14ページ参照）も同時に行うこととなります。

○注意点

- ① 一度決められた減額率は、生涯変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- ② 繰上げ請求時点において、厚生年金の被保険者でなく、障害者特例・長期在職者特例に該当する場合（13ページ参照）は、「一部繰上げ」を同時請求することとなります（「全部繰上げ」を請求することはできません）。
この場合、全部繰上げと減額方法が異なります。詳しくは共済組合または年金事務所にご相談ください。
- ③ 繰上げ請求した後は、事後重症による障害厚生（基礎）年金や寡婦年金を受けられません。

○繰上げ支給請求後の年金額の計算式

$$\begin{aligned} & \text{繰上げ支給の老齢基礎年金} \\ & = \text{老齢基礎年金} \times (1 - 0.4\% \times A) \end{aligned}$$

A：繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数

【老齢厚生年金の繰上げ請求と老齢基礎年金を全部繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

生年月日 () 内は特定消防組合員		繰上げ請求年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
- (S38. 4. 2 ~ S40. 4. 1)	繰上げしない場合の支給開始年齢	63歳	14.4%	9.6%	4.8%	—	—
			24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
- (S40. 4. 2 ~ S42. 4. 1)		64歳	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	—
			24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S36. 4. 2 ~ (S42. 4. 2 ~)		65歳	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
			24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点※			81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

上段

老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ請求開始年齢ごとの減額の割合

下段

国民年金（老齢基礎年金）の繰上げ請求開始年齢ごとの減額の割合

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。
なお、分岐点には個人差がありますので目安としてお考えください。

3 再就職したとき

○老齢厚生年金について

老齢厚生年金の受給権者が市町村役場や民間会社などに再就職し、下記の要件に該当した場合には、老齢厚生年金の一部（支給停止額が基本月額を超えるときは老齢厚生年金の全部）が支給停止されます。

ア. 厚生年金保険に加入する場合（公務員、私立学校教職員を含む。）

※厚生年金の加入年齢は70歳までですが、70歳以上の方が厚生年金保険適用事業所に勤務するとき（公務員、私立学校教職員を含む。）も、同様の取り扱いになります。

イ. 国会議員または地方議会議員となった場合

A. 総報酬月額相当額※1と基本月額※2との合計額が51万円※3以下の場合

支給停止額 = 0円（全額支給）

B. 総報酬月額相当額※1と基本月額※2との合計額が51万円※3を超える場合

支給停止額 = $\frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 51 \text{万円})}{2} \times 12 \text{月}$

※1 総報酬月額相当額は「①標準報酬月額等」と「②過去1年間の賞与等の総額の1/12」の合算額。

①標準報酬月額等(上限は650,000円、下限は88,000円)

②過去1年間の賞与等の総額の1/12(各月の賞与等が150万円を超えるときは、それぞれ150万円)

※2 基本月額は老齢厚生年金の年額(加給年金金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く)の1/12の額。
なお、複数の老齢厚生年金を有する場合は合算額。

※3 51万円は令和7年度の額です。賃金や物価の変動により改定されることがあります。

○退職共済年金（経過的職域加算額）について

公務員在職中である間 …… 全額停止

民間会社や私立学校または議員に在職中である間 …… 全額支給

○国民年金（老齢基礎年金）について

再就職による支給停止はありません。

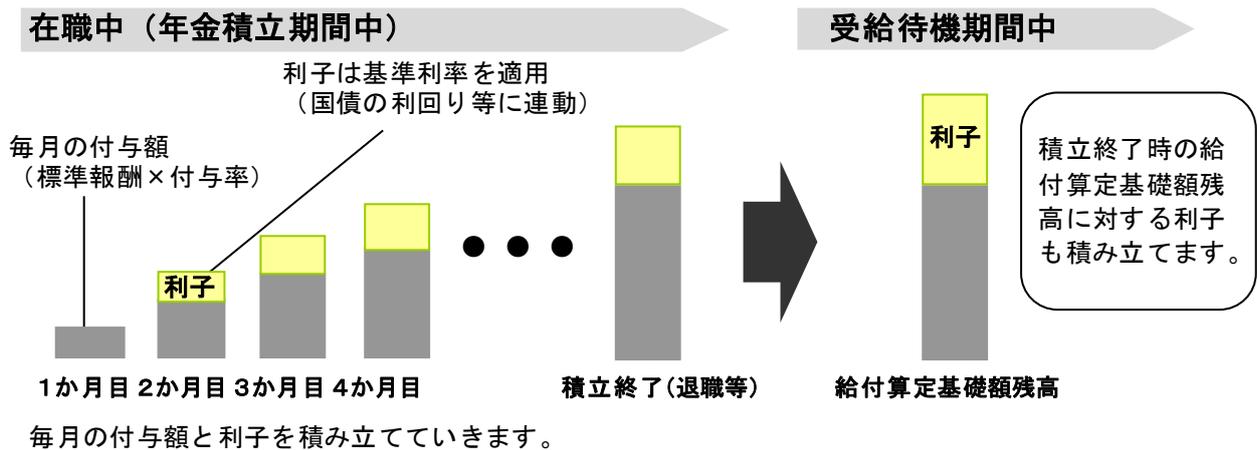
4 退職等年金給付について

被用者年金の一元化により、職域年金相当部分は廃止されましたが、地方公務員の退職給付の一部として新たに「退職等年金給付」が創設されました。

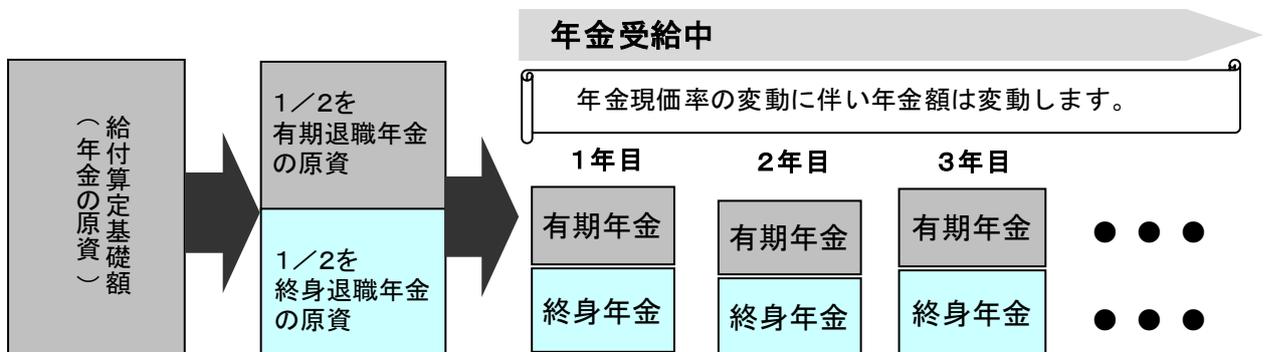
退職等年金給付は、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに、毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が年金の原資となります。

「退職等年金給付」の概要は次のとおりです。

◆ 積立時のイメージ



◆ 給付時のイメージ



◆ 支給要件

- ① 平成27年10月以降に1年以上の引き続く組合員期間を有すること。
- ② 65歳以上であること。
- ③ 公務員を退職していること。

※60歳から繰上げることや、75歳まで繰下げることができます。

◆ 支給形態

- ・半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。
- ・有期年金は10年、20年、一時金の中から希望する支給期間を選択することができます。
- ・受給権者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分が遺族に一時金として支給されます。

○退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」の送付

通知内容	① 標準報酬月額 (期末手当等の額を含む。) ② 付与額 ③ 利息 ④ 給付算定基礎額残高	⑤ 付与率 ⑥ 基準利率
形式	ハガキ	
送付時期	退職した方については、退職時のほか 35 歳、45 歳、59 歳、63 歳の 5 月に通知	

5 その他

ホームページ上では年金制度改正について随時更新しています。

また、年金制度についての動画やご自身の年金記録を確認することができるサイトについての案内を掲載しているので、是非ご活用ください。

・「動画でわかる地方公務員の年金制度」※パスワード「8629」(半角)

地方公務員の年金制度について、わかりやすい動画でご案内しています。
動画コンテンツの内容は随時更新しています。

・マイナ手続きポータル

マイナンバーカードとスマートフォン等を利用して、ご自身の公務員共済期間に係る年金記録等の情報を取得することができます。

ただし、すでに老齢または退職の年金を受給されている方、および老齢厚生年金の支給開始年齢に到達されている方は、当該情報を取得できません。

手続きは、ホームページ内の「長期給付」メニューから「全国市町村職員共済組合連合会ホームページマイナ手続き」へアクセスして行ってください。

取得できる内容
①年金加入履歴・加入期間
②保険料納付額
③標準報酬月額等
④年金見込額 (※)
⑤給付算定基礎額残高履歴

「マイナ手続きポータル」を利用可能な方
①組合員 ②組合員であった方
ご利用時間

24時間 365日 (サーバーのメンテナンス時を除く)

※年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

保健事業

任意継続組合員（被扶養者を含みます。）になる方は、次の保健事業が受けられます。

1 人間ドック助成

4月1日時点で40歳以上の任意継続組合員とその被扶養者が、共済組合が契約している検査機関で人間ドックを受けたとき、費用の一部を助成します。助成額は15,000円（消費税除く。）となります。

実施検査機関、検査費用及び申込用紙等については、6月頃ご自宅に送付します。

2 特定健康診査

40歳以上75歳に到達する任意継続組合員とその被扶養者は、共済組合が契約する検査機関等で、特定健康診査を受けていただきます。ただし、人間ドックを受ける方は特定健康診査を受ける必要はありません。

自己負担額はありません。共済組合が全額負担します。

実施検査機関及び受診券等については、6月頃ご自宅に送付します。

※ 任意継続組合員の資格喪失後は人間ドック助成・特定健康診査を受けることができません。

愛知県市町村職員共済組合「グループ共済制度」の退職後取扱いのご案内

令和8年3月31日退職日まで「グループ保険」「グループ保険プラス」「医療費支援一時金保険」「医療保障保険」「医療保障プラス」「重病克服支援保険」「リビングリスク補償保険」「退職後継続保障保険」に加入されていた方は、退職後も継続加入することができます。ただし、「一時払退職者傷害保険」は在職中の加入有無に関わらず加入することができます。退職のご案内につきましては、別途記載のスケジュールをご確認ください。

なお、「グループ保険プラス」への加入有無によって、退職後の取扱いが異なりますのでご注意ください。

1. ご案内内容

① 退職者共通（「グループ共済制度」未加入者を含む。）

1) 「一時払退職者傷害保険」の取扱いについて

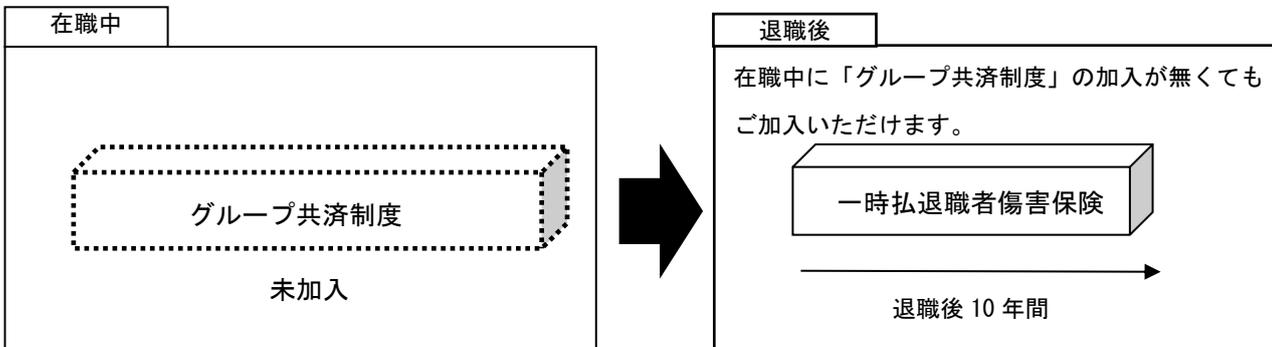
「一時払退職者傷害保険」に新たにご加入いただけます。

2) 手続き方法について

「グループ共済制度」ご加入者は全員「意思確認用紙」をご提出ください。

「グループ共済制度」未加入者は「一時払退職者傷害保険」の加入を検討される方のみ「意思確認用紙」をご提出ください。

（スケジュール、提出書類については「2. 今後のスケジュール」をご確認ください。）



《「一時払退職者傷害保険」のポイント》

○保険料のお払込みがあった月の翌月1日から10年間にわたって補償します。

○日常生活のさまざまなケガに備えることができます。（入院保険金・通院保険金・手術保険金等）

○本人が契約することで本人以外にも家族※が法律上の損害賠償責任を負った場合にも補償されます。

※本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます。（未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。）

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

○賠償事故が発生したときに国内示談交渉サービスがご利用いただけます。

② 「グループ共済制度」のご加入者（「グループ保険プラス」にご加入のない方）

（※「傷害総合保険」のみの加入者は除く。）

1) 個人扱いの退職後制度の取扱いについて

現在ご加入の内容に応じて個人扱いの退職後制度を選択いただけます。

個人ごとに案内が異なるので、詳細は1月上旬に配付される退職後継続案内資料をご確認ください。

2) 手続き方法について

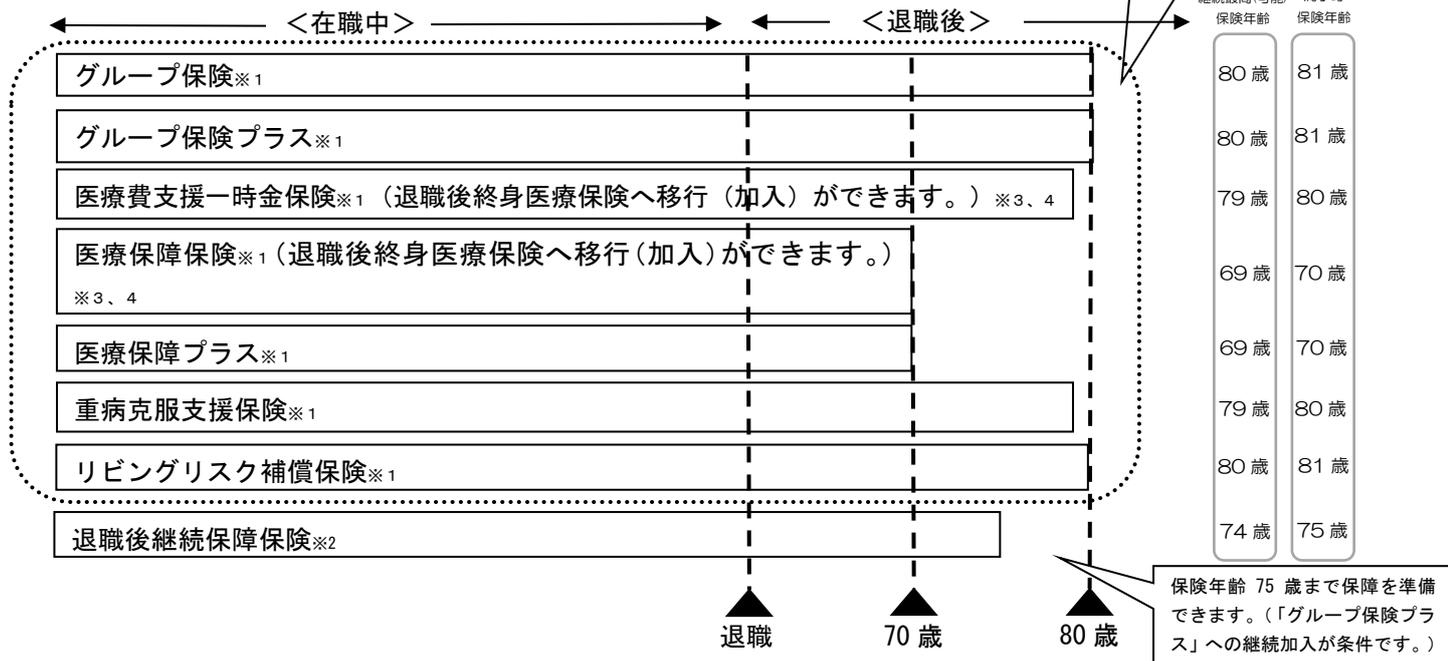
個人扱い退職後制度の加入有無に関わらず「意思確認用紙」の提出が必要です。

（スケジュール、提出書類については「2. 今後のスケジュール」をご確認ください。）

③ 「グループ共済制度」のご加入者（「グループ保険プラス」にご加入のある方）

1) 継続の取扱いについて

退職後も団体扱いにて現在ご加入のコースを継続いただけます。



年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢 40歳＝2025年3月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

【退職後継続の取扱いのポイント】

- ① 毎年3月1日をスタートとした1年更新の制度です。
- ② 年に1度の更新のご案内時期に、現在の加入コース以下の保障内容のコースへの変更、脱退が可能です。
※現在の加入コース以上の保険金額に増額（コースの変更）をすることはできません。
- ③ 保険料は、「退職後保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書」でご指定いただいた口座から前月に振替えとさせていただきます。
毎月385円の制度運営費が別途かかります。
- ④ 配当金があります。
※1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお支払いする仕組みとなっています。
なお、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
（「退職後継続保障保険」、「医療費支援一時金保険」、「重病克服支援保険」、「医療保障プラス」、「リビングリスク補償保険」には、配当金がありません。）
- ⑤ 退職後の保険金等の請求は、事務代行会社（株）日本共同システムへご連絡ください。
TEL 0120-129-128

2) 手続き等の方法について

継続の有無に関わらず、全員の方が「【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書」の提出が必要です。

「一時払退職者傷害保険」の「意思確認用紙」と併せてご提出ください。
（スケジュール、提出書類については「2. 今後のスケジュール」をご確認ください。）

3) 「退職後終身医療保険」について

「退職後終身医療保険」に移行(加入)ができます。移行(加入)についての詳細は、
引受保険会社：明治安田生命保険相互会社（052-951-9102）へご連絡ください。
手続き方法・スケジュールは、退職時にご案内いたします。

※1 「グループ保険」、「グループ保険プラス」、「医療費支援一時金保険」、「医療保障保険」、「医療保障プラス」、「重病克服支援保険」、「リビングリスク補償保険」の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 「退職後継続保障保険」の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※3 「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受会社（明治安田生命保険相互会社）の担当部署までお問い合わせください。

※4 「退職後終身医療保険」および個人扱いの退職後制度について、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む。）を変更させていただく可能性があります。

2. 今後のスケジュール

日程		
令和8年1月上旬～	案内資料の送付	【案内資料】 ・手続きガイド ・意思確認用紙 ・【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書 (グループ保険プラスご加入者のみ) ※ご加入内容により案内資料が異なります
令和8年1月30日(金)	書類提出締め切り	【提出書類】 ②「グループ保険プラス」にご加入の方 ・意思確認用紙 ・【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座登録書 (更新PR時(令和7年8月～10月)に提出済みの方は提出不要です。) ②上記以外の方 ・意思確認用紙 【提出先】 制度推進員もしくは所属所共済事務担当課

○【「団体保険」 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書】を【退職後継続します】でご提出いただいた方

令和8年4月1日(水)	担当窓口の変更(所属所共済事務担当課 → (株)日本共同システム)
令和8年4月22日(水)	初回口座振替日 ※2ヵ月分の保険料(令和8年4・5月分)および制度運営費が登録口座より引落しになります。翌月以降は1ヵ月分の引落しになります。残高不足の場合は、払込案内を送付させていただきますが期日までに振込がない場合は脱退になります。 ※口座振替日は各月22日(前月振替)となりますが、当日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日となります。

○「意思確認用紙」を【検討します】でご提出いただいた方

令和8年2月下旬～	申込書の送付	意思確認用紙にご記入いただいた加入希望商品の申込書が自宅に届きます。 ※到着後一週間以内にご返送ください。
令和8年3月上旬～	振込依頼書の送付	振込依頼書記載の期日までにご入金ください。
令和8年4月1日(水)	退職後制度 保障開始	

※「グループ共済制度」加入者で自己都合により退職される方は、各所属所(共済事務担当課)経由で、引受保険会社・取扱代理店にご連絡をお願いします。(引受保険会社・取扱代理店より、退職後のお取扱いに関するご案内資料を送付いたします。)

各商品の詳細はパンフレットをご覧ください。

【制度内容に関するお問い合わせ先】 引受保険会社・取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第二部

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6F

TEL 052-951-9102 (受付時間 9:00~17:00、土日祝除く)

愛知県市町村職員年金者連盟のご案内

本連盟は、愛知県市町村職員共済組合を構成する市町村・一部事務組合を退職された年金受給者の方々が、退職後も引き続き生活の安定と福祉の増進を図り、会員相互の親睦を図ることを目的として、昭和47年に結成され、現在会員数約5,500人になっています。
是非ともこの機会にご加入していただきますようご検討ください。

1 連盟の組織

★ 支 部

県下に28支部（下表）あり、各支部において親睦活動を行っています。

★ 役 員

会長（1名）・副会長（2名）・理事（4名）・監事（2名）

県連盟支部一覧表

（令和8年1月現在）

犬山支部	愛西支部	名古屋支部	高浜支部
江南支部	弥富支部	常滑市支部	西加茂支部
岩倉支部	小牧支部	東海市支部	西尾支部
丹羽支部	尾張旭支部	大府市支部	額田支部
稲沢支部	豊明支部	知多市支部	北設楽支部
中島支部	日進支部	知多郡支部	蒲郡支部
海部支部	愛知郡支部	知立支部	田原支部

※ 新城市、清須市、北名古屋市、豊山町及び関係一部事務組合の方は、加入していただく支部はありませんが、県連盟にはご加入いただけます。

2 加入の資格

★ 準 会 員（年金待機者）

愛知県市町村職員共済組合を構成する市町村・一部事務組合の組合員期間のある60歳以上の年金受給権が発生していない方

※ 短期組合員期間のみの方は対象外です。

★ 会 員（年金受給者）

連合会から年金を受給されている方

※ 準会員の方が、年金を受給された場合は、自動的に会員となります。

3 会 費

★ 準会員の年会費

会費は無料です。

★ 会員の年会費

老 齢 厚 生 年 金 受 給 者 …… 年金額(年額) × 3/1000

障 害 ・ 遺 族 厚 生 年 金 受 給 者 …… 年金額(年額) × 1.5/1000

★ 会費の納入時期・納入方法等

年会費は、毎年4月に連合会から支給される年金から控除します。

ただし、年度途中で加入された方又は準会員から会員になった方は、当該年度の残月数分を月割りで計算し、直近の年金支給時に控除します。

会員・準会員対象の事業

4 県連盟・(社)全国連盟が実施する事業

※ 会員・準会員の同一世帯に属する3親等内の親族も利用できます。

(1) 福利厚生事業

<施設利用助成>

本連盟が指定する施設を利用する場合は、補助券を発行します。

① ナガシマリゾート…契約料金から1回につき500円助成

※ 令和8年4月から電子クーポンになります。

② なばなの里…一般料金から1回につき800円助成

③ ラグーナテンボス「ラグナシア」…契約料金から1回につき400円助成

<各種保険の取り扱い> (26・27ページ参照)

病気・ケガの補償を対象とする保険で、30%の団体割引、または集団扱い適用の保険料でご加入できます。

① 傷害保険(ケガの保険)・疾病保険(病気の保険)・介護保険(介護の保険)

…損害保険ジャパン株式会社

② がん保険・医療保険…アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

※ 現在、アフラックの保険に個別でご加入されている方でも、割安な集団扱いに変更が可能です。

<物品の斡旋>

生活に役立つ物品等の斡旋をします。

(2) 広報紙の発行

「連盟だより」を年2回(1月・7月)発行し、県連盟の事業や年金関係の情報等をお知らせします。

(3) 日本通運 (株)

<引越サービスのご案内>

会員特別料金で引越サービスをご案内しています。

(4) (株) 全国儀式サービス (28 ページ参照)

葬儀に必要な基本セットが特別料金でご利用いただける葬儀支援サービスです。
また、「相続手続き」「生前整理・遺品整理」の終活支援を行っています。

5 県連盟の活動

年金制度等の改善を求め、政府や地元選出の国会議員に対し、直接陳情とはがき・署名要望書による陳情を行っています。

会員対象の事業

<保養所利用助成>

各都道府縣市町村職員共済組合が運営する保養所及び本連盟が指定する施設を利用する場合は、利用助成券を発行します。

★ 助成額 …… 1泊につき会員 3,000 円・配偶者 1,500 円

<健康管理・健康づくり助成>

- ① 疾病予防に対する助成…人間ドックや脳ドックの健康診査を受検した場合に費用の一部を助成
- ② 健康増進に対する助成…民間のスポーツクラブやスイミングクラブ等に個人会員として入会した場合に会費の一部を助成

<お祝い>

会員が喜寿・米寿・白寿を迎えられたときに、お祝い金を贈呈します。

<加入のお申し込み・お問い合わせ先>

愛知県市町村職員年金者連盟事務局
〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
TEL 052-951-4546

全国市町村職員年金者連盟の会員の皆さま向け

3つの備えを
30%割引で
ご用意!

2026年度 団体保険制度のご案内

ケガの保険

何歳でも同じ保険料で加入できます

傷害総合保険（天災危険補償特約・被害事故補償特約・入院保険金および通院保険金支払限度日数変更（30日）特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～第7級）、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約）、特定感染症危険補償特約＋個人賠償責任保険 保険期間1年・団体割引30%・職種級別A級



例)ワイドプラン G1の場合	補償の内容	保険金額	年間保険料 (一時払保険料)
	死亡	85万円	1口あたり 10,130円 (最大5口まで)
	後遺障害(1～7級)	後遺障害の程度に応じて 35.7万円～85万円	
	入院日額(30日限度)	1日目から 2,600円	
	手術保険金	入院中の手術: 5.2万円 外来の手術: 1.3万円 重大手術: 10.4万円	
	通院日額(30日限度)	1日目から 2,580円	
	被害事故補償	1,000万円	
	個人賠償 (相手への補償)	2億円	1,720円

(個人賠償責任保険は自動セット)



病気の保険

0歳から加入できます

医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット 保険期間1年・団体割引30%

例)プラン Sの場合

補償の内容	保険金額	満年齢	年間保険料 (一時払保険料)
疾病入院日額 (180日限度)	5,000円	60～64歳	36,730円
疾病手術保険金	入院中の手術: 10万円 外来の手術: 2.5万円 重大手術: 20万円	65～69歳	55,820円
疾病退院後通院日額 (30日限度)	1日目から3,000円	70～74歳	84,710円
疾病葬祭費用	100万円限度		
疾病高度障害	100万円		



介護の保険

50歳から加入できます

医療保険基本特約、介護一時金支払特約、保険期間1年、団体割引30%

例)プラン K01の場合

補償の内容	保険金額	満年齢	年間保険料 (一時払保険料)
介護一時金	100万円	60～64歳	3,500円
		65～69歳	6,000円
		70～74歳	12,740円
		75～79歳	26,720円



最近物忘れが多い。もしかして認知症？
そんな心配に備えるために
『軽度認知障害等一時金特約』
もご用意しています!!

※このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、資料請求または取扱代理店までお問合せください。

資料請求先

愛知県市町村職員年金者連盟
電話: 052-951-4546
受付時間: 平日 午前8時45分～午後5時30分
〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
愛知県自治センター5階

取扱代理店

◎保険内容についてのご質問はこちらまで◎
有限会社番町共済会
電話: 03(3265)0043
受付時間: 平日午前9時から午後4時30分
〒102-0084 東京都千代田区二番町2
東京グリーンパレス2階

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第三課

会員様には、個別で契約するより割安な集団料率の保険料が適用されています

いつでもお申込みをお受付しています。



『ほしい安心で「生きる」を彩る保険
あんしんパレット』

60歳男性 **3,032円**
60歳女性 **2,579円**

●病気・ケガを一生涯保障する医療保険です。

手術・放射線治療 【手術・放射線治療給付金】	病気・ケガによって手術・放射線治療を受けたとき 月数無制限	いずれかに該当した月ごとに1回 5万円 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	保険期間 終身保障
	入院 【疾病・災害入院給付金】	病気・ケガによって入院をしたとき 短期の入院でも10日分	

月払保険料例 集団取扱
左記プランの場合
保険料払込期間：終身 定額タイプ
【初期入院10日給付特則】付き

年齢	男性	女性
60歳	3,032円	2,579円
65歳	3,541円	2,989円
70歳	4,154円	3,507円
75歳	4,897円	4,154円
80歳	5,846円	4,984円
85歳	7,191円	6,108円

保険料は、2025年12月22日現在のものです。

・病気になった人も入りやすい「ほしい安心で「生きる」を彩る保険 あんしんパレット」もございますので、お気軽に募集代理店にご相談ください。



『あなたによりそう **がん保険ミライト**』
【治療給付金額 50,000円】

被保険者の契約年齢 0歳～満85歳

60歳男性 **3,519円**
60歳女性 **2,290円**

●保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険です。

治療給付金 がん・上皮内新生物の治療を目的として右の①から⑤のいずれかに該当した月ごとに5万円/月額 ※ホルモン療法のみは2.5万円/月額	①入院 ②手術 ③放射線治療 ④抗がん剤治療・ホルモン療法 ⑤緩和療養	保険期間 終身保障
診断給付金 一時金としてがん30万円上皮内新生物3万円	「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき。	
通院給付金 1日につき3,000円	「がん」「上皮内新生物」の治療を直接の目的とする所定の通院をしたとき	

月払保険料例 集団取扱
左記プランの場合
解約払戻金無型
保険料払込期間：終身/定額タイプ
がん診断保険料払込免除特約なし

年齢	男性	女性
60歳	3,519円	2,290円
65歳	4,360円	2,523円
70歳	5,362円	2,738円
75歳	5,985円	2,864円
80歳	6,630円	3,062円
85歳	7,245円	3,316円

・保障の開始まで所定の待ち期間(保障されない期間)があります。
・ご経験者向けのプランもございますのでお気軽に募集代理店にご相談ください。

保険料は、2025年12月現在のものです。

【ご契約の際には、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。】

資料請求・お問い合わせはフリーダイヤルもしくは二次元バーコードよりご連絡下さい。

0120-357-212
(平日 9:00～20:00 土日祝 9:00～17:00)



資料請求いただいたお客様の個人情報の当代理店における利用目的は、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理となります。

AF360-2025-0469 1月7日(280107)

■ 募集代理店



〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-1

■ 引受保険会社 **アフラック** 法人第一営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
TEL 03-6367-3666



愛知県市町村職員年金者連盟

葬儀支援サービス



全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

団体コード 10902

ポイント
1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
全国平均40万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●ご提供される基本セットの内容

●祭壇



●お棺



●寝台車



車庫から10kmまで

●お位牌(白木)

●枕飾り

●会葬礼状(100枚)

●ご遺影

●お清めセット など

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりませんので、別途費用がかかります。

※葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なるケースがございます。

※画像はイメージです。

●対象者と基本セットご利用料金

※本人がご健在であれば何歳でも使えます。

対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま)

基本セットご利用料金

- 会員本人、会員本人の配偶者 及び 子供
- (会員本人 又は 会員本人の配偶者) の両親・祖父母
- (会員本人 又は 会員本人の配偶者) の兄弟姉妹、おじ、おば、孫

24万円 (税込26.4万円)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「愛知県市町村職員年金者連盟」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント
2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

相談無料

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

ヨイシクミサ

0120-41-4933

まず始めに、「愛知県市町村職員年金者連盟」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。



●制度の詳細は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。 ユーザー名: gishiki パスワード: shokuin

家族のための 生前整理・遺品整理

ご家族に代わって、お部屋の片づけのお手伝い。思い出の品の整理からお部屋の清掃まで、真心こめて対応いたします。

POINT
1

NHK「プロフェッショナル」に取り上げられた遺品整理専門会社メモリーズ代表の横尾をリーダーに、全国儀式サービスが、本当に信頼のおける遺品整理専門の会社を厳選しました。

POINT
2

安心の全国対応

電話1本でお近くの専門会社をご紹介します
※一部対応できないエリアがございます。



家族のための 相続手続

相続手続には10か月という期限があります。(相続税課税時) 不動産・預貯金などの名義変更はお任せください。

エヌ・シー・ピー
NCP 相続センター

家族のための 不動産売却

「マンション」「空き家」「ワケアリ物件」などの不動産売却でお困りの方はご相談ください。

マークスライフ株式会社

遺品整理・相続・不動産売却のご相談はこちら **相談無料**

24時間・年中無休



全国儀式サービスコールセンター

0120-204-122



全国儀式サービス
公式キャラクター「しろ」

退職予定のみなさまへ
令和8年版

令和8年1月 作成

作成 愛知県市町村職員共済組合

〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

(愛知県自治センター内)

TEL 052-951-4545
